

JOCDN CDN サービス契約約款

2023年7月20日現在

JOCDN 株式会社

第1章 総則

第1条（約款の適用）

本約款は、JOCDN 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する CDN サービス（以下「本サービス」といいます）に適用されます。

2.当社が本サービスに関して定める本サービスの仕様条件、説明、案内、利用上の注意等（以下「説明等」といいます。）は、名目のいかんにかかわらず本約款の一部を構成するものとします。

3.当社は、本約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。当社は本約款を変更する場合、変更の内容、効力発生時期その他必要な事項を当社のホームページ上に掲載すること等により通知するものとします。

第2条（仕様）

本サービスの仕様は、別途定めるとおりとします。

第3条（サービスの提供区域、提供対象者の範囲及び提供の期間）

本サービスにおいて提供区域を設ける場合は、その範囲は当社が別途示すところによるものとします。

2 一般消費者および個人は、本サービスを利用することはできません。

3 本サービスの提供において最低利用期間が定められる場合があるものとします。最低利用期間を設ける場合、当社は予め利用者の申込み前にその条件を提示するものとします。

第2章 申込及び承諾等

第4条（利用の申込）

本サービスの利用を希望される利用者は、当社所定の方法により契約の申込を行うものとします。

第5条（申込の承諾等）

当社は、前条の利用の申込について、当社が定める必要な審査・手続等を経た後にこれを承諾します。当社が承諾を行った時点で、本約款に基づく本サービスにかかる契約が成立するものとします。

第6条（申込の拒絶）

当社は、本サービスの申込をされた利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービス利用のために利用者が満たすべき要件が満たされていないとき

(2) 申込に係る本サービスの提供が技術上著しく困難なとき

- (3) 本サービスの契約上の債務の支払いを怠るおそれがあると認められるとき
- (4) 現に締結し、又は、従前締結していた本サービスの契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
- (5) 本サービスの利用の申込に虚偽の記載、誤記、必要事項の記載漏れがあるとき
- (6) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損し、又は、当社のサービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
- (7) その他当社が不適切と認めたとき

2 前項により、当社が本サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、その旨を通知するものとします。

第7条（オプションサービス）

当社は、当社所定の電磁的方法により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 JOCDN CDN サービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) アクセスログ提供オプション

CDN サービスのアクセスログを、指定された設定に基づいてお客様の環境へ転送するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(2) パージ（ワイルドカード対応）

キャッシュサーバ上にあるキャッシュを、ワイルドカードを用いて指定された設定に基づき削除するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 契約者が電磁的方法でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該契約の解除の効力が生ずる日は、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日とします。

第3章 契約事項の変更

第8条（本サービスの内容の変更の申入れ）

本サービスが、その仕様において、本サービスの利用期間中において、利用者による提供内容の変更の申込をうけることができる対象を定めている場合は、利用者はその変更の申入れを行うことができるものとします。

2 第6条の定めは、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の申込み」と読み替えるものとします。

第9条（利用者の名称の変更等）

利用者において、商号等の名称、代表者の氏名又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第 10 条（契約上の地位の承継）

法人である利用者の合併又は会社分割により利用者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継をした者は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

第 4 章 利用者の義務

第 11 条（利用者の義務）

利用者は、本約款に定められた利用者の義務を遵守するものとします。

2. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、利用者において行うことが必要と定める事項（別紙に定めるものを含む）を行うものとします。当該事項が利用者において行なわれない場合、当社は本サービスを提供することができないことがあります。この場合、当社は、本サービスが提供できないことについて債務不履行責任を負わないものとします。

3 利用者は本サービスを利用することにより、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）その他関係諸法規の適用客体となる可能性があることをあらかじめ同意するものとします。

4 利用者は、本サービスの利用により公衆送信等が行われる著作物について、原権利者その他の権利者の許諾を得ていることを当社に対して保証するものとします。また、当該許諾について当該原権利者その他の権利者と当社との間に紛争が発生した場合、利用者の費用と責任において当該紛争を処理するものとします。

第 12 条（権利義務の譲渡制限）

利用者は、本サービスにかかる契約上の権利義務を譲渡することはできません。

第 13 条（禁止事項）

利用者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 違法、不当又は公序良俗に反する態様において本サービスを利用すること。
- (2) 当社又は当社のサービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用すること。
- (3) 本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において本サービスを利用すること。

第 14 条（利用者の義務違反）

利用者が、前三条（利用者の義務、権利義務の譲渡制限および禁止事項）に違反した場合にあっては、当社は、利用者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、利用者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、利用者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第 15 条 (利用者の連絡先)

利用者は、当社に対し、当社が本サービスにかかる通知（本サービスにおいて障害が発生した場合の利用者の連絡先を含む）を行う場合の連絡先(以下、「利用者連絡先」といいます)を通知するものとします。

2 利用者連絡先の変更があったときは、利用者は、速やかにその旨及び変更後の障害時連絡先を当社に届け出るものとします。

第 5 章 品質保証、責任の限定等

第 16 条 (当社の免責)

当社は、本サービスについて、本約款及び仕様において明示的に規定された品質保証の違背による返金等の定めがある場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因及び損害内容の如何を問いません)について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。

2 当社が利用する第三者たる電気通信事業者の提供する電気通信役務(本サービスの提供に用いられる他の電気通信事業者等が提供する回線等の役務等、当社が他の電気通信事業者等と契約することによって利用者に提供され、又は利用資格その他本サービスの提供の前提として利用が必要とされる他の電気通信事業者等の役務等をいい、以下「第三者提供役務」といいます)に起因して本サービスが利用不能となった場合、利用不能となった本サービスの総利用者に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関して当該電気通信事業者等から受領する損害賠償額を限度とし、当社は当該損害が生じた時点における本サービスの総利用量における各利用者の利用割合において損害賠償の請求に応じるものとします。

3 当社は第 17 条等本約款の定めに基づき利用者が本サービスを利用して行う情報発信を制限した場合でも、利用者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、利用者が本サービスを利用して行う一切の行為に関して責任を負わないものとします。また、利用者の行為にかかる利用者と第三者との紛争に関しては、利用者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

第 6 章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの変更等

第 17 条 (利用の制限)

電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信の優先的な取り扱いがある場合（第三者提供役務において当該取扱がある場合を含む）は、本サービスの利用または全部もしくは一部の停止があることを、利用者はあらかじめ承諾するものとします。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第 18 条 (利用の一時的な中断)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

- (1) 当社又は第三者提供役務における電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社又は第三者提供役務における電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- (3) その他、運用上又は技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断したとき

2 当社は、前項の中断を行うときは、利用者に対し、事前にその旨及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 19 条（利用の停止等）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) 本サービスの利用の対価の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 第 11 条（利用者の義務）に違反したとき
- (3) 第 13 条（禁止事項）に違反したとき
- (4) 本サービスに第三者提供役務が含まれている場合において、不適切と判断する態様において本サービスが利用されたことを理由に、当該第三者役務の提供者が当社への役務提供を停止したとき。

2 当社は、前項の規定による措置を講ずるときは、利用者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 20 条（サービスの廃止）

当社は、当社の判断により、事前に通知をしたうえで、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項のほか、本サービスの提供に用いられる第三者提供役務について、当該他の電気通信事業者等によって当該役務等の提供が廃止される場合は、本サービスの全部又は一部が廃止されることがあるものとします。この場合、当社は利用者に対し、当社が知得した範囲において当該役務等の提供の廃止について通知に努めるものとします。

第 7 章 契約の解除

第 21 条（当社の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスにかかる契約を解除することができるものとします。

- (1) 第 19 条（利用の停止等）の定めにより本サービスの利用が停止又は制限された場合において、利用者が当社の催告する期限までに当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第 1 項第 1 号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
- (2) 第 19 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

第 22 条（利用者の解除）

利用者は、本サービスの利用期間の定めに従い、本サービスにかかる契約を解除することができます。

2 第 17 条（利用の制限）により本サービスを利用することができず、本サービスにかかる契約の目的を達することができないと認めるときは、利用者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができるものとします。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第 20 条（サービスの廃止）の規定により、本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に本サービスにかかる契約は解除されるものとします。

第 8 章 料金等

第 23 条（料金）

利用者が、本サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別途定めるものとします。この場合において、初期費用の支払義務は本サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は本サービスの課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る事項の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係る事項である場合においては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

2 本サービスの月額費用については、当社が定める日割計算式を適用して算定するものとします。

(1) 課金開始日が暦月の初日以外の日である場合

(2) 解約日が暦月の末日以外の日である場合

(3) 契約内容の変更により料金の変更が発生した日が暦月の初日以外の日である場合

3 第 19 条（利用の停止等）の定めにより、本サービスの利用が停止又は制限された場合の当該停止又は制限の期間における本サービスの料金の額の算出においては、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

4 第 7 条（オプションサービス）2（1）アクセスログ提供オプションの料金は、当社が別途契約者に提示する金額（課金の単位は 100 万行毎とし、端数は切り上げるものとします）とします。

5 第 7 条（オプションサービス）2（2）パーズ(ワイルドカード対応)の料金は、当社が別途契約者に提示する金額（課金の単位は 1000 回単位とし、端数は切り上げるものとします）とします。

第 24 条（料金調定）

本サービス契約において最低利用期間が定められている場合であって、最低利用期間内における解除が発生した場合には、利用者は、当該最低利用期間の定めに従い、調定金を支払うものとします。

第 25 条（料金の支払方法）

利用者は、本サービスの料金を、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 26 条（割増金）

本サービスの料金の支払を不法に免れた利用者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額を支払うものとします。

第27条（遅延損害金）

利用者は、本サービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額の計算は、次のとおりとします。

- (1) 未払の期間が30日以内のときにあつては、未払債務の100分の2の額
- (2) 未払の期間が30日を超えるとときにあつては、未払債務の100分の2の額に31日目から30日までごとに(端数は切り捨てます)1000分の15の額を加えた額

第28条（割増金等の支払方法）

第25条（料金の支払方法）の規定は、第26条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第29条（消費税）

利用者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、利用者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第9章 利用者情報

第30条（通信の秘密）

当社は、通信の秘密に係る利用者の情報について、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条を遵守した取り扱いを行うものとします。

2 前項のもとに、当社は、利用者の同意がある場合、第34条（業務委託）に基づき業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め（当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。）に基づいて許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用（電気通信設備及び利用者の通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で利用者に情報提供すること又は公開することを含む。）、又は第三者に開示する場合があります。利用者はあらかじめこれらについて同意するものとします。

第31条（営業秘密等）

当社は、本サービスの提供に関し知り得た利用者の営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）上の「営業秘密」として利用者が当社に対して秘密である旨明示して開示した情報をいいます。）について、

第三者に対し開示しないものとします。なお、営業秘密には、以下の情報を含まないものとします。

- (1) 開示時点において、当社がすでに有していた情報
- (2) 当社が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 当社が独自に開発した情報
- (4) 公知である等不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報

2 前条（通信の秘密）第 2 項の規定は、前項の営業秘密の取扱いについて準用するものとします。

3 利用者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報、サービスの内容、その他当社が秘密である旨指定して利用者へ開示する場合の当該情報について、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者へ開示してはならないものとします。

第 32 条（個人情報保護）

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーがある場合は当該ポリシーに基づき、利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。

2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を利用者に対して行うことを含みます。）
- (2) 本サービスのレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
- (3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること。
- (4) その他利用者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、利用者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第 10 章 雑則

第 33 条（電磁的方法による意思表示）

当社及び利用者間の書面の交付、通知、提出等は、当社が定める範囲内において、電磁的方法により行うことができるものとします。

2 前項に基づき利用者が行う本サービスの利用の申込（本サービス契約の内容の変更の請求を含みます。）においては、以下の条件が適用されます。

- (1) 当社は、第 6 条（申込の拒絶）第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の所在、構成、属性等に係る情報の提供又は公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合に

において当該申込者から当該情報の提供又は書類の提出が行われないうちは、当社は、同項に基づき申込の承諾を留保又は拒絶できるものとします。

(2) 当社が前号の規定により、本サービス契約の利用の申込を拒絶したときは、当社は、第 6 条（申込の拒絶）第 2 項の通知を電子メールをもって行うものとします。

(3) 利用者は、当社から利用者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（フリーメールサービスに基づいて利用できるメールアドレスは除外されるほか、当社が定める範囲のものとする。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から利用者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

(4) 当社は前号に定めるもののほか、利用者に対する連絡手段を別途指定する場合があります。その場合には、利用者は、当該指定に応じた連絡受領手段を講ずるものとします。

第 34 条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第 35 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と利用者間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を、当社と利用者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 36 条（本約款の優先）

本約款は、当社と利用者間の唯一かつ最終の合意を形成し、他の合意に優先して適用されます。

附則

2016 年 12 月 1 日

この契約約款は、2016 年 12 月 1 日より効力を有するものとします。

2018 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、2018 年 11 月 1 日から実施します。

2022 年 11 月 30 日変更

この契約約款は、2022 年 11 月 1 日から実施します。

2023 年 7 月 20 日変更

この契約約款は、2023 年 7 月 20 日から実施します。

【別紙】

1. 第 11 条第 2 項関係

(1)利用者においては、本サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- ① 配信コンテンツを設置するための設備の用意
- ② 利用者が指定する独自ドメイン名を使用する場合には、ドメイン名（当社が定める範囲のもの）の取得、又は、当社が提供するサービスを利用してドメイン名を取得する場合には当該サービスで定める必要な手続き
- ③ 前号のドメイン名のインターネット上で運用されている DNS サーバへの登録
- ④ HTTPS による通信をするには、SSL サーバ証明書（当社が定める範囲のもの）の取得

(2) 利用者は、本サービスの利用にあたり、本サービスの設定権限（ID 及びパスワードを含む）を付与される管理責任者を定めるものとします。

- ② 利用者は、利用者に対して付与する設定権限の管理責任を負うものとします。
- ③ 利用者は、第三者に設定権限を利用させないものとします。
- ④ 利用者は、設定権限が不正利用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

(3)利用者は、本サービスを利用して配信を行う著作物について、権利を有する者又は権利を主張する者その他第三者と当社との間に紛争が発生した場合、利用者の費用と責任においてかかる紛争を処理するものとします。当社は、本サービスを利用して利用者が行う一切の行為に対して関与するものではなく、利用者の行為に係る利用者と第三者との紛争に関しては、利用者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

2. 第 16 条関係

(1)当社は、以下の事項を含め、本サービスについて保証を提供するものではありません。

- ①本サービスが常に可用であること
- ②利用者が、当社が保有し又は利用する設備に設置したデータが滅失又は毀損しないこと
- ③コンテンツ配信機能、性能又はコンテンツ配信速度が低下しないこと
- ④利用者の配信に関する帯域、同時接続数に対する特定の数値
- ⑤本サービスが、利用者の配信コンテンツを設置するための設備と同じ動作をすること
- ⑥特定の国又は地域への配信先及びアクセス制限機能（IP アドレスによる制御機能であって当社が別途定める仕様によるもの）の完全性

(2) 当社は、第 19 条（利用の停止等）の規定に基づき利用者が本サービスを利用して行う情報発信を制限した場合でも、利用者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

(3)当社は、以下の事項を含め、アクセスログ提供オプションについて保証を提供するものではありません。

- ①アクセスログの利用者への提供が遅延しないこと
- ②アクセスログが欠損、滅失又は毀損しないこと

③アクセスログの完全性、正確性及び利用者の利用目的への適合性

3. 第 19 条関係

(1)利用者が、第 13 条（禁止事項）に係る行為を行った場合、利用者の本サービスの利用に関し第三者から当社に対し苦情の申し出その他の請求等が為されかつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由により本サービスの運営に支障をきたすおそれがあると当社が判断した場合は、当社は、次の事項のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を行う場合があります。

- ① 第 19 条（利用の停止等）に基づくサービスの提供の停止等
 - ② 当該利用者に対する苦情等の解消のための第三者との協議要求
 - ③ 当該利用者に対する当社のサーバに設置したデータの削除要求
 - ④ 当該利用者に対し何ら通知を行うことなく、当社のサーバに設置したデータの全部若しくは一部の当社による削除、又は当社が第三者の閲覧できない状態に置くこと
- (2)前項に定める事項のほか、本サービスの運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、利用者に通知を行うことなく当社のコンテンツ配信サーバへのアクセスを制限する場合があります。
- (3)当社は、本サービスの安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、セッション数及びトラフィック及び特定のアクセス元からの通信に関して制限を加えることができるものとします。

以上